

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.4、3.5.5 及び 3.5.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。ただし、小分製品で実施できない場合は、中間製品について試験を行うものとする。